

# 国有林材(製品販売)の安定供給システムによる販売公告(第2回)

令和7年度の中部森林管理局における第2回の林産物(製品販売)の安定供給システムによる販売(以下「システム販売」という)を下記のとおり実施しますので、希望者は(様式1)「国有林材の安定供給システム申請書」(以下「申請書」という)を中部森林管理局長に提出してください。

## 記

### 1 システム販売の目的等

システム販売は、需要の拡大が必要な一般材及び低質材の計画的、安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資することを目的としています。

中部森林管理局長が需要者と国有林材(製品販売)の販売に関する相互協定(以下「協定」という)を締結した上で、各森林管理署及び森林管理事務所(以下「森林管理署等」という)の長がその協定に基づき計画的な販売を実施します。

### 2 販売予定物件の概要

別表「国有林材(製品販売)の安定供給システム販売予定数量」(以下「販売予定数量」という)のとおりです。

### 3 システム販売の対象となる需要者

- (1) 製材工場、合板工場、製品規格の統一化を図り共同出荷を行っている協同組合その他木材加工事業者(以下「製材工場等」という)。
- (2) 原木市場その他木材流通機能を有する事業者(以下「原木市場等」という)。
- (3) 住宅メーカー及び木質バイオマス発電所その他木材を加工した製品を利用する事業者(以下「製材品需要者」といい、製材品需要者が生産する製品等を「最終製品」という)。

### 4 システム販売の対象となる需要者の要件

システム販売の協定締結を希望する者(以下「協定希望者」という)は次に掲げる要件のすべてを満たさなければならないものとします。

- (1) 林産物売払いの一般競争参加資格を有していること、又は「競争参加者選定事務取扱要領」(平成13年4月16日付け12林国管第73号林野庁長官通知)第33条の名簿に登録された者であること(申請時に有効な資格とし、他の森林管理局において資格を得た者であっても参加可能)。
- (2) 協定に基づき、契約を履行するに足る信用、資力等を有すること。

- (3) 社会保険等に加入していること。
- (4) 買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること(ただし、同時に複数の物件に対して申請を行う場合は、その合計買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること)。
- (5) 中部森林管理局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 製材工場等についてはJAS認定工場であること(出荷製材品についてJAS規格が制定されている場合)。
- (8) 原木市場等については、製材工場等と取引数量等が定められた販売協定を締結し、安定した取引関係が明確であること、又は製材工場等との共同申し込みであること。
- (9) 製材品需要者については、自ら加工した製品を利用する場合を除き、製材工場等との共同申し込みであること(ただし、この場合、製材品需要者が(1)の要件を満たす必要はないものとする)。
- (10) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成23年法律第108号)に基づき施設認定された木質バイオマス発電所(木質バイオマスの混焼を行う火力発電所を含む。以下「バイオマス発電所」という)に対して、その燃料となるチップ等を供給することとして申請を行う場合は、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

ア バイオマス発電所までの販路を、取引数量等が定められた販売協定によって明確にした上での申請、又はバイオマス発電所との共同申請であること。

イ 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(平成24年6月林野庁)に基づき、森林・林業・木材産業関係団体及び発電の燃料として木質バイオマスを供給する事業者の団体等(以下「団体等」という)の認定を受けた上での申請、又は申請者が独自に自主行動規範を定め、第三者の監査を受けるなど上記団体等の認定と同等の信頼性を証明することが出来ること。

## 5 申請方法及び手順

### (1) 申請書等用紙の入手方法

中部森林管理局ホームページからダウンロードできます。

<http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/kikaku.html>

もしくは中部森林管理局森林整備部資源活用課素材供給係、森林管理署等にお問い合わせください。

### (2) 申請に係る提出書類

【別添1】「申請に必要な書類一覧」を参照してください。

### (3) 申請書及び(様式2)「国有林材の安定供給システムに係る企画提案書」(以下「企画提案書」という)の作成方法

【別添5】「国有林材の安定供給システム申請書」の記入例、及び【別添6】「国有林材の安定供給システムに係る企画提案書」の記入例を参照してください。

### (4) 申請書・企画提案書の提出方法

ア 郵送による提出: 下記住所、宛先までお送りください。

住所: 〒380-8575 長野県長野市大字栗田715番地5

宛先: 中部森林管理局 森林整備部 資源活用課 素材供給係

TEL: 050-3160-6565

イ 持込による提出: 中部森林管理局 森林整備部 資源活用課 素材供給係、又は最寄りの森林管理署等までお持ちください。

ウ 電子媒体(電子データ)による提出方法: メールアドレス【c\_shigen@maff.go.jp】へお送りください。

- ① 誤送信防止のため、事前に確認のテストメールをお送りください。
- ② 提出書類は全てPDF形式に変換してください。
- ③ 提出書類は1つのファイルに結合してください。
- ④ 提出書類の合計容量は20MB未満にしてください。
- ⑤ メール送信後は、必ず電話による到着確認を行ってください。

(5) 申請書の提出期限

提出期限は令和7年6月17日(火)17時必着とします。

## 6 審査の方法

【別添2】「国有林材の安定供給システムに係る審査基準」に基づき、申請書及び企画提案書の審査を行い、評価の高い者(協定を締結することが適当と認められる者(以下「協定予定者」という。))を選定する企画競争方式とします。

- (1) 提出された添付書類すべてを審査の対象とします。
- (2) 協定予定者としての要件を満たしているか否かを確認します。満たしていない場合は、協定予定者として選定することができません。
- (3) 複数の事業者が協同で申請する場合は、事業者ごとに評価して平均点を算出します。
- (4) 後記8(3)の結果報告書に基づき検証を行った結果、協定を締結した者(以下「協定者」という)の責に帰すべき事由により企画提案の内容を踏まえた取組が実施されていないと判断した場合は、次のシステム販売の審査時に減点します。(配点: 最高-10点)
- (5) これまでのシステム販売実績(令和元年度からの合計期間)に応じて減点します。(配点: 最高-5点)
- (6) 取組評価点及び減点の合計点がマイナスとなる場合は、協定予定者として選定しないこととします。

## 7 審査結果の取り扱い

審査の結果は、協定予定者、申請件数を掲示板及び中部森林管理局のホームページで公表します。

## 8 協定の締結

中部森林管理局長は、協定予定者として決定した旨を通知するとともに次の条件を提示し、協定予定者が承諾した場合に協定を締結します。

- (1) 協定の内容は、【別添3】「国有林材(製品販売)の安定供給システム協定書」のとおりとします
- (2) 協定者が買受けた材を申請内容以外の用途に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡すことを原則禁止します。
- (3) (様式3)「国有林材の安定供給システムに係る結果報告書(以下「結果報告書」という)」を中部森林管理局長あてに提出していただきます。

ア 提出方法は、中部森林管理局へ持込又は郵送、電子媒体による送信のいずれかで提出していただきます。

イ 協定期間が複数年の協定にあつては年度ごとに提出していただきます。

ウ 報告書の内容は公表することがあります。

(4)協定者に係る企画提案の内容(協定者、企画提案書の概要、具体的な販路、評価点)は、掲示板及び中部森林管理局のホームページで公表します。

(5)中部森林管理局長は、必要に応じて履行状況を確認し、企画提案内容と相違が認められる場合には指導を行うものとします。なお、協定者は履行状況の確認及び結果報告書の内容確認に協力するものとします。

(6)特別の事情がある場合は、協定内容や協定数量を変更することがあります。

## 9 売買契約

協定に基づく販売に当たっては、該当森林管理署等と【別添4】国有林野事業林産物売買契約約款等に基づき売買契約を締結していただきます。

(1)契約の内容は、【別添4】「国有林野事業林産物売買契約約款」とおりとします。なお、「国有林野事業林産物売買契約約款」は、(様式5)「暴力団排除に関する特約条項」を含んでいますので、協定に基づく売買契約においては、国有林野事業林産物売買契約約款を承諾の上、締結することとなります。

(2)共同提案により協定者が複数の場合は、代表者と森林管理署長等が売買契約を締結します。

(3)国有林材の販売方法は確定数量による売買契約とします。

(4)確定数量による販売の場合、数量確定に要する期間の目安は1ヶ月程度とします。

(5)販売予定数量に記載の予定数量は見込みのため、増減することがあります。

(6)協定量に対し販売量が超過する場合は、協定期間中であっても供給を終了する場合があります。

## 10 その他の手続による留意事項

### (1)数量の確定について

国有林の事業により実施するものとしておりますが、一部の物件について協定者が実施する条件を付した物件があり、申請者の条件及び買い受けに係わるコストが異なります。物件毎の条件については販売予定数量の特記事項をご覧ください。

### (2)国有林材の引渡地点について

公告物件ごと販売予定数量に記載されている引渡地点とします。

#### ア 山元

・生産事業箇所を引渡地点とします。

・搬出には林道規格に合った運搬車両が必要となります。

・引渡地点から計測箇所へ運搬する際の積込状況及び計測場所での計測状況等の写真撮影を行っていただきます。

・トラック運搬送状を記載、提出していただく場合があります。

#### イ 最終・中間

・協定希望者は販売予定数量に記載された引渡地点の範囲内のうち、国有林の土場以外について、国有林材の保全及び検知等の作業が可能な土地(スペース)の専有面積を確保してください。また、確保した土地は引渡地点として指定してください。なお確保した土地にかかる費用については、全て協定希望者の負担とします。

・引渡地点は、申請する物件の販売予定数量を勘案し、生産量が多い時期であっても運材を止めることがないものとします。また、重機等を準備し、材の仕分け作業が必要となります。その材については、原則、末口をそろえていただきます。

・申請時に引渡地点の所在等が確認出来る書類を提出してください。

(3) 造材・採材等について

造材・採材及び仕分けについては、公告物件を管轄する森林管理署等の造材・採材基準等により実施します。

なお、購入希望する採材が公募で示した長級以下である場合は、(様式4)「価格点-別紙(購入希望単価等)」の記載要領を参考に變更してください。

(4) 搬出期間について

搬出期間は、生産状況等を勘案し、公告物件を管轄する森林管理署等において決定するものとします。なお、引渡地点が山元等手狭である場合、搬出期間が比較的短期間となります。

(5) 重量計測による換算係数については以下とします。

針葉樹: 1トン = 1.107 m<sup>3</sup>

広葉樹: 1トン = 0.794 m<sup>3</sup>

(6) この公告に関する質問がある場合においては、書面(任意様式)により提出すること。

① 提出場所: 郵便番号: 380-8575

長野県長野市大字栗田715番地5

中部森林管理局 森林整備部 資源活用課 素材供給係

メールアドレス: c\_shigen@maff.go.jp

② 質問に対する回答

質問に対する回答は、中部森林管理局のホームページにおいて公表する。

<https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiri/nyusatu/situmonkaitou.html>

問い合わせ先は次のとおりです。

局・署	住 所	電話番号
中部森林管理局 森林整備部 資源活用課 素材供給係	〒380-8575 長野県長野市大字栗田 715-5	050-3160-6565
東信森林管理署	〒384-0301 長野県佐久市臼田 1822	050-3160-6055

令和7年6月3日

長野県長野市大字栗田715番地5

中部森林管理局長 森谷 克彦